

船舶事故調査報告書

平成26年2月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年10月27日 07時25分ごろ
発生場所	北海道松前町白神岬 ^{しらかみ} 南東方沖 白神岬灯台から真方位123° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯41° 23.0′ 東経140° 13.6′）
事故調査の経過	平成25年10月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八龍丸 ^{りゅう} 、3.5トン HK3-117812（漁船登録番号）、個人所有 10.60m（Lr）×2.34m×0.90m、FRP ディーゼル機関、209.62kW、平成3年3月 第211-11878号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第18大平丸 ^{たいへい} 、3.09トン HK3-85343（漁船登録番号）、個人所有 9.24m（Lr）×2.15m×0.71m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和54年10月17日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年6月19日 免許証交付日 平成24年3月27日 （平成29年6月18日まで有効） B 船長B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年2月27日 免許証交付日 平成21年1月14日 （平成26年2月26日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首外板及び球状船首に擦過傷 B 右舷中央外板及び船橋構造物に破口、機関に濡損等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、白神岬南東方沖1M付近の漁場において、ひらめ及びぶり一本釣り漁を行っており、船長Aが、潮流

	<p>によって漁場から東方に約0.8M流されて魚を釣り上げ、漁場に戻るため、船首を西方に向け、波で上下動する甲板上から余り時間をかけずに目視で周囲を見た際、漁場付近に約20隻の同業の漁船及び左舷前方500m付近に潮流によって流されている同業の漁船1隻を認め、前路には他船を認めなかったため、ここまで流されている他船はいないものと思い、対地速力約3ノット(kn)で西北西進を開始した。</p> <p>船長Aは、操舵室外の右舷後方に立ってリモコンを使用して操船に当たり、操舵室内の1Mレンジとしていたレーダー画面が海面反射で見にくかったため、目視で前方の見張りを行っていた際、前方に大きな波らしきものが見え、波に乗るつもりで左舵を取り、波なのか、他船なのか、確認しようと思い、操舵室外の左舷側からのぞこうとしたところ、平成25年10月27日07時25分ごろ、白神岬南東方沖1.6M付近において、A船の船首とB船の右舷中央付近が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、白神岬南東方沖1M付近の漁場において、ひらめ及びぶり一本釣り漁のため、船首を風上の西北西方に立て、左舷側の2本の竿で魚を釣っていた際、左舷船尾方の竿に魚が掛かったため、船長Bが、左舷側を向いて釣り糸を巻いていたところ、突然、衝撃を感じて船体が左舷側に大きく傾いて海に落ちそうになり、ブルワークに固定していた竿につかまった。</p> <p>B船は、船体傾斜によって甲板上に浸水し、船長Bは、衝突したことに気付いて船体各部を点検したところ、右舷中央外板及び船橋構造物に破口が生じて機関室に浸水していることを確認し、ポンプで排水を試みたが、諦めてA船にえい航を依頼した。</p> <p>船長Aは、携帯電話で所属漁業協同組合等に連絡した。</p> <p>B船は、A船にえい航されて北海道福島町福島港へ向けて航行を始めたが、徐々に傾きながら、ゆっくり転覆し、船長Bは、転覆する船体を伝って船底に上がり、A船に移乗した。</p> <p>A船は、福島港へ入港し、B船は、来援した海上保安庁の巡視艇に福島港沖へえい航された後、漁船に引き継がれて福島港へ入港した。</p> <p>(付図1 推定航行経路図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2.5m、潮流 東流約3kn、水温 約17～20℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、操舵室の前方にまぐろ一本釣り用の機械が設置されているため、操舵室からの視界が良くないことから、船長Aは、ふだんから操舵室外の右舷後方に立ってリモコンを使用して操船に当たっていた。</p> <p>船長Aは、付近に他船はいないものと思ったことから、船首を左右に振るなどの操船を行ったり、操舵室外の右舷側及び左舷側に移動す</p>

	<p>るなどの見張りを行ったりはしていなかった。</p> <p>船長Bは、潮流に流されながら、魚を釣り上げている最中は他船が避けて航行するものと思っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B あり</p> <p>A船は、白神岬南東方沖で漁場へ戻る際、船長Aが、目視で漁場付近に約20隻の漁船を認めたものの、付近に他船はいないものと思い、操舵室からの視界が妨げられる状況であったが、船首を左右に振るなどの操船を行ったり、操舵室外の右舷側及び左舷側に移動するなどの見張りを行ったりしていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、白神岬南東方沖で東流の潮流に流されながら釣り中、船長Bが、魚を釣り上げている最中は他船が避けるものと思い、左舷側を向いて魚が掛かった釣り糸を巻いていたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、白神岬南東方沖において、A船が西北西進中、B船が東流に流されながら釣り中、船長Aが、付近に他船はいないものと思い、船首を左右に振るなどの操船を行ったり、操舵室外の右舷側及び左舷側に移動するなどの見張りを行ったりしておらず、また、船長Bが、魚を釣り上げている最中は他船が避けるものと思い、左舷側を向いて魚が掛かった釣り糸を巻いていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他船を見落とすことがないよう、漁場を発進する際は、慎重に周囲の船舶の有無を確認し、操舵室からの視界が妨げられる状況である場合は、視界が妨げられない方法での見張りを行うこと。 ・ 魚を釣り上げている最中においても、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 推定航行経路図

